

相談・通告した後はどうなるの??

相談・通告

通告受理窓口

(各区役所子ども家庭支援課・児童相談所・よこはま子ども虐待ホットライン)

速やかな実情把握 (電話による聞き取り、園訪問等)
子どもの目視による安全確認と周辺調査等

重症度・緊急度を判断し、支援方針を決定

重症度・緊急度が高い

児童相談所

- 定期的に訪問指導
- 一時保護



- 施設入所・里親



重症度・緊急度が低い

区子ども家庭支援課

- 家庭訪問や面接
- 地域資源の活用

在宅支援

鶴見区子ども家庭支援課や児童相談所が、園や地域と連携して、
子どもや保護者に対する効果的な支援方法を考えます。

子育て中の保護者に接する皆さんと私たちで
子育て中の保護者が孤立しないようサポートしていきましょう。



要保護児童対策地域協議会 [児童福祉法第25条の2]をご存知ですか?

児童虐待の対応は子どもや家庭に係わる
関係機関が密接に連携していくことが
重要です。

関係機関が参加する個別ケース検討会
議などを通して顔の見える関係を作り、
連携して家庭を支援していきます。



- 発行：鶴見区子ども家庭支援課 令和2年9月発行
- 住所：横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
- 電話：045-510-1840 FAX: 045-510-1887

横浜市子ども虐待防止キャラクター「キヤッビー」



見逃さないで たすけてサイン

～児童虐待早期発見・防止のために～

子どもへの虐待ってどんなこと?

虐待の判断は親の意図とは無関係です。子どもがどう感じ、どう傷つくか、
子どもにとって有害かどうかで判断する視点が必要です。

体罰の禁止 (児童虐待の防止等に関する法律 第14条)

親権者等はしつけを理由に子どもに体罰を加えてはならないことが法定化され、
令和2年4月から施行されました。

児童虐待の4つの種類

身体的虐待

- 殴る、蹴る、叩く
- 熱湯をかける
- 戸外に締め出す
- 激しく揺さぶる
- 首を絞める
- タバコの火を押し付ける



心理的虐待

- 言葉での脅し
- 無視
- 拒否的態度
- 子どもの面前での激しい夫婦喧嘩
- DVを見せること
- きょうだい間の著しい差別



ネグレクト

- 子どもに無関心
- 食事を与えない
- 不衛生な環境で生活する
- 子どもだけで長時間放置する
- 病気になっても病院に連れて行かない → 必要な医療を受けさせない
- 理由がはっきりしない欠席が多い



性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体とする



● 子どもにとって有害な行為や発言はすべて虐待とみなされます ●

※一例です

こどもや保護者が出す たすけてサインってどんなこと？

早期発見のポイント！

こどもからのサイン

- 原因がはっきりしないケガ・やけど
- 病気・ケガの手当が不十分
- 表情が乏しい
- 服装、顔、髪の毛や手足が不衛生
- 虫歯が多い
- 食べ物への執着が強い
- いつもおなかをすかせている
- 体重・身長が著しく年齢相応でない
- 家に帰りがらない
- 年齢不相応な性的言動



保護者からのサイン

- 叩く、殴る、怒鳴る
- 養育態度が過度に厳しい
- こどもがケガをした経緯や医療機関への受診状況が不自然
- 必要な時に受診しない
- こどもを家に放置している
- 酒気を帯びての送迎
- 親族、近隣、地域から孤立している
- 親都合で登園をさせない
- こどもを無視する
- 拒否的態度
- かわいく思えない、この子はいらぬ、この子は欲しくなかったなどの否定的な発言



たすけてサインに気づいたらどうする？

- ◆ 通告することは守秘義務違反には該当しません！
こどもの安全が最優先です！
- ◆ すべての国民(特に児童の福祉に職務上関係のある者)に
早期発見及び通告が義務付けられています。

必要な情報を収集

記録の作成

ポイント！ 時系列で具体的、客観的に記載する

園内で情報共有・協議

組織判断

ポイント！ 一人で抱え込まない

相談・通告



鶴見区こども家庭支援課

横浜市中央児童相談所

よこはま子ども虐待ホットライン
24時間365日受付

045-510-1840

045-260-6510

☎ 0120-805-240
はまっこ 24じかん

連絡、情報提供のポイント

- こどもの氏名 年齢 住所 家族構成
- 客観的事実 発生日月日 ケガの写真の有無
- こどもからの聞き取り内容 誰が 何をしたか
(聞き取りが済んでいる場合)
- こどもの状態 登園時のこどもの状況 今の様子
- 家族状況 きょうだい児の様子 きょうだい児の所属
 保護者の就労状況 親族情報
- 現在までの経過と対応 最近のこどもの様子 最近の保護者の様子
 これまでの傷、あざの有無 有の場合はその詳細
- 対応について 通告時点で、保護者やこどもにどのような対応をしたか

ケガの部位、
全身の写真
撮ります

《根拠法令》 児童虐待の防止等に関する法律

虐待の早期発見 (第5条)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童虐待に係る通告義務 (第6条第1項)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかにこれを要保護児童を発見した者はこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

通告義務は守秘義務に優先 (第6条第3項)

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。